

平成30年度～平成32年度

## 第7期

# 江南市介護保険事業計画及び

## 高齢者福祉計画（案）

### （概要版）

平成29年12月

江南市

# 1 計画策定の趣旨

## (1) 法令等の根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の「市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」という規定に基づき、江南市における高齢者の現状や背景をふまえて、保険給付の円滑な運営を確保するために策定するものです。

また、高齢者福祉計画については、老人福祉法第20条の8の規定に基づいて策定するものですが、介護保険事業との整合を図る必要があることから介護保険事業計画にあわせて一定の見直しを行うものです。

## (2) 介護保険制度の改正の概要

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取組の推進、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう改正が行われ、その主な内容は次のとおりです。

項目	内容
1 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進	① データに基づく課題分析と対応 ② 適切な指標による実績評価 ③ インセンティブの付与
2 新たな介護保険施設の創設	○ 「介護医療院」の創設
3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	① 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備 ② 新たに「共生型サービス」を位置付け
4 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し	○ 特に所得の高い層の負担の見直し
5 介護納付金における総報酬割の導入	○ 「報酬額に比例した負担」の導入

### (3) 基本理念

**基本理念 1 / 介護不安のない老後生活の実現**

**基本理念 2 / 利用者本位の介護サービス供給体制づくり**

**基本理念 3 / 市民・地域が一体となった福祉社会の実現**

**基本理念 4 / 介護予防、生活支援への体制づくり**

## 2 計画の期間

計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間です。

本計画は、平成 37 年度までの中長期的なサービス・給付・保険料水準も掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

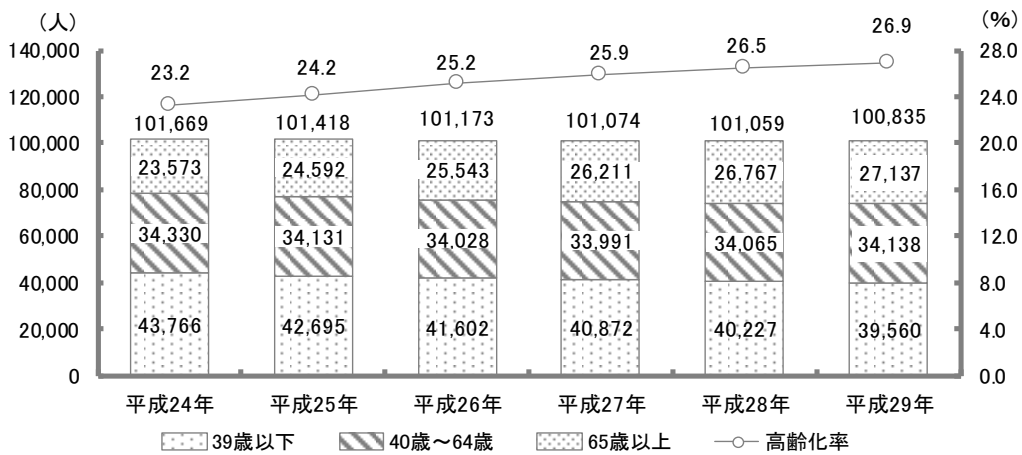
	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
第 6 次 江南市総合計画	▶										
江南市 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	▶										
<b>本 計 画</b>	▶										

### 3 高齢者の現状

#### (1) 高齢者の推移

高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）の推移についてみると、平成24年では高齢化率が23.2%であるのに対し、平成29年には26.9%と増加しています。

図：人口及び高齢化率の推移

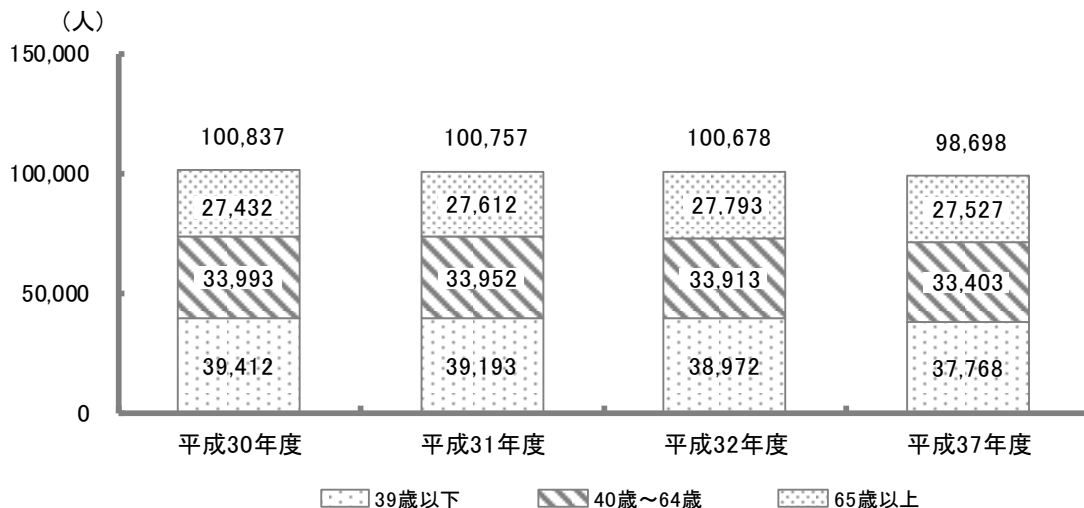


資料：各年9月末現在の住民基本台帳等による人口です

将来推計人口は、第6次江南市総合計画に基づき、計画期間の各年度における総人口、年齢別人口を推計しました。

65歳以上の高齢者は、平成30年度には27,432人で高齢化率27.2%、平成37年度には27,527人で高齢化率27.9%と推計しました。

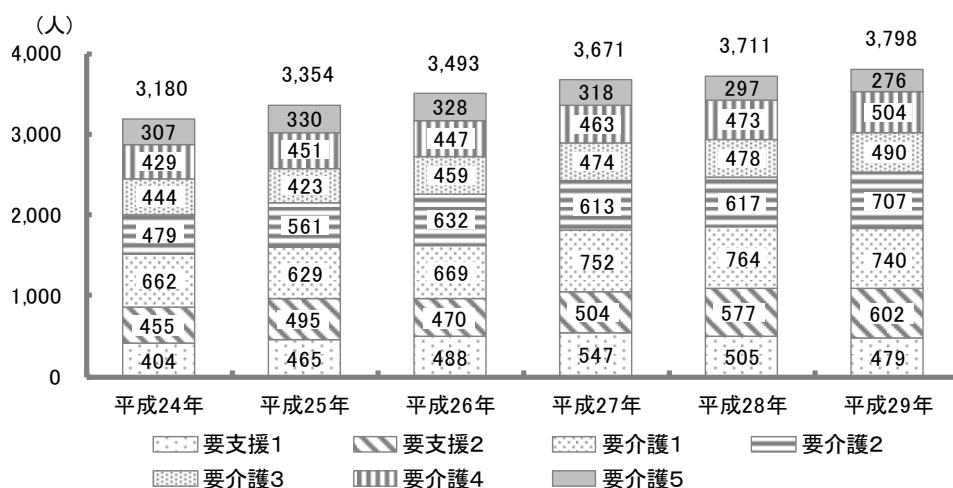
図：推計人口の推移



## (2) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、年々増加しており、平成 29 年 9 月末現在では 3,798 人となっています。特に、要介護 2 の人の増加が著しく 5 年で約 1.5 倍となっています。

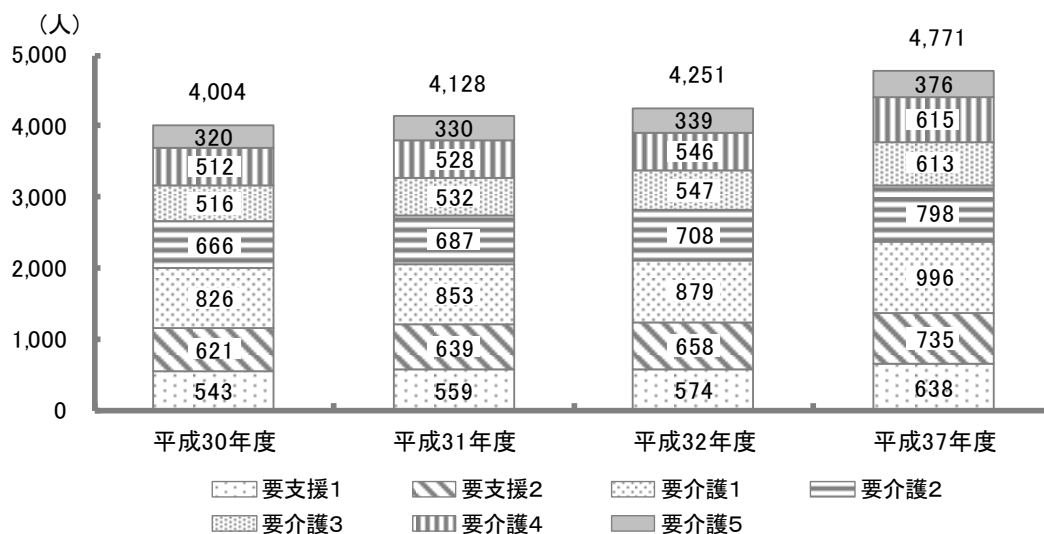
図：要介護度別認定者数の推移



資料：各年 9 月末現在

要介護認定者推計は、認定率の推移から、直近値（平成 28 年 9 月）を利用して、平成 30～32 年度、平成 37 年度の認定者数を推計しました。

図：要介護認定者数の推計



## 4 計画の推進方策

### (1) 介護保険事業

介護保険事業の運営に関して国が「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を示していることから、本市の介護保険事業は、この指針に掲げられた介護給付対象サービス及び地域支援事業を基本として実施していきます。

計画期間中は、本市独自の支給限度基準額の上乗せ、市町村特別給付は行わず、介護保険対象外のサービスについては、福祉サービスとして実施していきます。

#### ① 介護保険サービス（居宅サービス等）

サービス名	サービス内容
訪問介護	ホームヘルパーなどが家庭を訪問して食事、入浴、排せつなどの介護や身のまわりのお世話をします。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。
訪問看護、介護予防訪問看護	看護師などが家庭を訪問して療養上の世話、または診療の補助を行います。
訪問リハビリ 介護予防訪問リハビリ	理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護	デイサービスセンターなどへ通う方に対して、入浴、食事の介護などを行います。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設などへ通う方に対して、入浴、食事の介護や機能訓練などを行います。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの短期間入所者に食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護、機能訓練などを行います。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの短期間入所者に看護や医療的管理のもとに必要な医療および日常生活の介護を行います。
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	車いす、特殊寝台などを貸与します。
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者などに対して、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費を支給します。
住宅改修、介護予防住宅改修	手すりの取付け、床段差の解消などの住宅改修費を支給します。
特定施設入所者生活介護 介護予防特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどの入所者に介護、日常生活上のお世話、機能訓練などを行います。
居宅介護支援、介護予防支援	ケアマネジャーがケアプランを作成します。

## ② 介護保険サービス（地域密着型サービス）

サービス名	サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度の方の在宅生活を支えるため、日中、夜間、深夜、早朝を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。
地域密着型通所介護	身近な地域のデイサービスセンターなどへ通う方に対して、入浴、食事の介護などを行います。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	中程度の認知症状のある方に対して、施設へ通い、食事・入浴・排せつの援助や機能訓練などのサービスを行います。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	当該事業所に登録した15人程度の方を対象に「通い」を中心として、様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを行います。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	中程度の認知症状がある方が、介護や機能訓練を受けながら少人数で共同生活を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	居宅において適切な介護を受けることが困難な方に対し、身近な地域において、入浴、排泄、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。

## ③ 介護保険サービス（施設サービス）

サービス名	サービス内容
介護老人福祉施設	常時介護が必要で、居宅での生活が困難で施設に入所した方に対して、日常生活上の支援や介護を行います。
介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、施設に入所してリハビリテーションを中心としたケアを行います。
介護療養型医療施設、 介護医療院	入院している方に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護その他の世話、機能訓練など必要な医療を行います。また、介護医療院は、生活施設としての機能も備えています。

## ④ 施設・居住系サービス等の整備計画一覧表

施設種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
グループホーム		2ユニット(定員18人)	
小規模多機能型居宅介護		1施設(定員29人)	

※上記の施設は、介護離職への対応のために整備する施設です。

### 《参考》

#### ○日常生活圏域別施設整備状況（平成29年10月）

	施設合計	北部圏域	中部圏域	南部圏域
有料老人ホーム	2施設 定員64人	1施設	1施設	
グループホーム	7施設 定員81人	2施設 (うち1施設は 2ユニット)	2施設 (うち1施設は 2ユニット)	3施設
小規模特別養護老人ホーム	2施設 定員58人	1施設		1施設※
特別養護老人ホーム	5施設 定員350人	4施設		1施設
介護老人保健施設	2施設 定員258人	1施設		1施設
小規模多機能型居宅介護	2施設		1施設	1施設

※小規模特別養護老人ホームのうち、南部圏域の1施設は平成30年3月に開設予定の施設です。

## (2) 地域支援事業

要介護状態になるおそれの高い方に対しては、心身の状態の改善、生活機能全体の向上を図り、健康で生き生きとした生活や人生を営むことができるよう事業の実施に取り組みます。また、地域の集まりへ自らが積極的に参加し、介護予防ができるよう支援していきます。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進のため、市、医療、介護、生活支援サービス事業者等と連携し、介護予防を推進していきます。

### ① 地域支援事業

サービス名		サービス内容
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。従来の介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスがあります。
	通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。従来の介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスがあります。
	その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養のバランスのとれた食事を提供して食生活を支援するとともに、利用者の安否の確認を図ります。
	介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	運動器機能向上、食生活改善、口腔機能向上、認知症予防の講座やパンフレットの配布等を行います。
	地域介護予防活動支援事業	地区の施設（公民館や公会堂など）で運動ができるよう、講師を派遣します。
在宅医療・介護連携推進事業		在宅医療推進のため、各機関・職能団体との連携強化に向けた働きかけを行い、在宅医療・介護連携の体制を構築していきます。
生活支援体制整備事業		地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの充実、地域における支え合いの体制づくりを推進します。
認知症総合支援事業		認知症の早期診断・早期対応に向けて、初期の支援を集中的に行い、在宅での生活をサポートする「認知症初期集中支援チーム」、地域での認知症予防・認知症対応を推進する「認知症地域支援推進員」を設置します。
家族介護支援事業		介護予防の推進を図るとともに、要介護状態になっても尊厳を保って心豊かな生活が送れるよう、介護する家族の身体的・精神的負担を軽減させる支援を行います。
成年後見制度利用支援事業		低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。成年後見センターのある社会福祉協議会と情報共有しながら、制度の周知を図ります。
住宅改修支援事業		住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の作成費を助成します。
生活援助員派遣事業		高齢者の特性に配慮したケア付の高齢者向け集合住宅（シルバーハウジング）で生活している方に対し、生活援助員が日ごろから高齢者の状況把握を適切に行い、生活指導・相談、緊急時の対応等を支援します。
介護相談員派遣事業		各施設等に介護相談員を派遣し、介護保険サービス利用者の苦情、不満を聞きサービスが適切に行われるよう支援します。



## 重点取組 認知症ケアの取組

認知症サポーターの養成	認知症サポーターを地域づくりの重要な戦力として位置づけ、認知症が原因となって起こる、地域での様々な問題に対しての協力者として活動していただけるような取り組みに努めます。
キャラバン・メイトの養成	認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの活躍の場を広げ、地域の担い手としての活動を推進します。
認知症の方を介護する家族へのサポート	現在、江南認知症家族会が設立されており、家族同士が交流し、介護するうえでの悩みや相談をお互いが共有できる場として活動しています。今後の家族会の取り組みに対して支援していきます。
認知症徘徊者捜索協力体制の充実	認知症になっても、安心して自宅で暮らせるまちづくりを目指して、市民に対して認知症に関する正しい理解を啓発することなどを目的として、認知症徘徊者捜索協力体制の充実を図り、地区レベルでの捜索訓練の実施に取り組みます。
認知症に関する相談窓口の周知	現在、認知症に関する相談への対応は、地域包括支援センターが中心となって活動しています。市民が、認知症に関する悩みや困りごと等を速やかに相談できるよう、地域包括支援センターの業務内容等について一層の周知に努めます。

## (3) 保健・福祉事業

福祉、保健、住民ボランティア、NPO、民間事業者等多様な主体とのネットワークを構築し、高齢者が要介護状態にならないよう効果的な事業の推進に努めます。

また、65歳以上の高齢者の方に対する保健サービスとの連携は、「第2次健康日本21 こうなん計画」に基づき、指導の必要な方には生活改善の助言を行い介護予防に努めていきます。

### ① 福祉サービス

介護支援	訪問理髪等
	紙おむつ券の支給
	在宅寝たきり老人等介護慰労
	寝具洗濯
ひとり暮らし、高齢者世帯への支援	緊急通報システムの設置
	福祉電話の設置
	日常生活用具の給付
	救急医療情報キット（安心キット）の配布
その他	高齢者集合住宅の住み替え助成、住宅改善費用の助成
	タクシー料金の助成
	外国人高齢者福祉手当の支給

#### (4) 高齢者の生きがいづくり

---

老人クラブは、スポーツ活動や文化活動を通じて、高齢者の外出機会をつくり、人との交流の場となっています。また、芸能活動などそれぞれの趣味を楽しむ場ともなっています。周囲との接触が少なくなることで増す孤独感や不安感を解消し、新しい生きがいづくりができるよう、老人クラブが魅力ある組織として自主的に運営できるよう支援に努めます。

地域の施設を有効活用するなど、身近な場所に高齢者の憩いの場、健康や生きがいづくりの場を確保し、その利用の促進に努めます。高齢者も利用しやすい公園、緑地は計画的な整備を推進します。

シルバー人材センターと連携しながら、高齢者が持つ技能を生かすことで社会参加ができるよう、新たに生活支援サービスを構築するなど高齢者の希望に沿った生きがい就労の推進に取り組みます。また、登録者が積極的に参加できるよう支援します。

#### (5) だれもが暮らしやすいまちづくり

---

高齢者の身体的機能の低下に配慮した住宅環境の整備により、高齢者の在宅生活の安定を図るため、従来の高齢者住宅改善助成とともに、住宅の住み替え費用の助成も実施します。

高齢者が経験や能力を生かして活躍できる社会参加の機会や、役割のある社会をめざし、地域コミュニティの形成を支援します。

また、高齢者の生活支援体制の整備をするため、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

高齢者が、住み慣れた地域社会において安全に生活でき、社会参加を促す基盤整備を推進します。

## 5 サービス給付費等の見込額

総給付費、標準給付費、地域支援事業費の見込額は以下のとおりとなります。

### (1) 総給付費

単位：千円

種 類	平成 30 度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付費	192,689	211,124	231,061
介護給付費	5,804,643	6,065,760	6,444,781
総給付費	5,997,332	6,276,884	6,675,842

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

### (2) 標準給付費

単位：千円

種 類	平成 30 度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度 (参考)
標準給付費見込み額	6,385,859	6,697,881	7,132,820	8,690,449
総給付費	5,997,332	6,276,884	6,675,842	8,170,363
一定以上の所得者の利用者負担見直し、 消費税見直しに伴う財政影響額調整後	5,986,583	6,278,163	6,696,510	8,195,658
特定入所者介護サービス費等給 付額	239,002	248,615	258,306	289,629
高額介護サービス費等給付 額	129,025	137,691	142,184	159,589
高額医療合算介護 サービス費等給付額	25,843	27,705	29,774	38,903
審査支払い手数料	5,406	5,707	6,046	6,670

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

### (3) 地域支援事業費

単位：千円

種 類	平成 30 度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域支援事業費	466,263	487,520	502,020
介護予防・日常生活支援総合事業費	360,265	381,105	395,334
包括的支援事業・任意事業費	105,998	106,415	106,686

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

## 6 第1号被保険者の保険料

「5 サービス給付費等の見込額」を基に、第1号被保険者の保険料基準月額を4,963円と算出しました。

※今後、国が示す介護報酬の改定により保険料基準月額は変動する予定です。

表 保険料の所得段階別対象者と割合（基準額に対する割合）

所得段階	対象者	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第1段階	・生活保護を受けている方 ・市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50 →0.45	0.50 →0.45	0.50 →0.45
第2段階	・市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	0.75	0.75	0.75
第3段階	・市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	0.75	0.75
第4段階	・世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	0.90	0.90
第5段階 (基準)	・世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	1.00	1.00
第6段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が120万円未満の方	1.20	1.20	1.20
第7段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	1.30	1.30
第8段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	1.50	1.50
第9段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.70	1.70	1.70
第10段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が500万円以上の方	1.80	1.80	1.80

※市民税を課税されていない世帯に属する方が対象である第1～3段階は、国の方針により消費税率の引上げ分を財源に軽減される予定です。

なお、第1段階については、現在一部軽減が行われています。